

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 86)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		特定の資産の買換えの場合における 特別勘定の設定期間延長承認申請書		※整理番号	
				※課税/不課税	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名	(フリガナ) 法人名	納税地	〒	
	本店又は主たる事務所の所在地	電話( ) -	代表者氏名	〒	
	代表者氏名	〒	代表者住所	〒	
	事業種目	業	整理番号		
		整理番号	部 門		
		※税務署処理欄	決算期		
		業種番号	整理簿		
		回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課		
租税特別措置法(法第65条の8第1項、法第68条の79第1項)の規定による特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。					
記					
申請時の法第65条の8第4項第1号に規定する特別勘定の金額				円	
申請時の法第68条の79第5項第1号					
取 得 資 産 の 内 容	種 類				
	構 造				
	規 模				
	備 額	円	円	円	円
所 在 地					
買換資産の取得 予 定 年 月 日	・	・	・	・	・
認 定 を 受 け よ う と す る 年 月 日	・	・	・	・	・
(設定期間の延長を必要とする理由)					
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印		⑩			
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考

15. 00 改正

(法 1 3 3 1)

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 76)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号		
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名	(フリガナ) 法人名	納税地	〒
	本店又は主たる事務所の所在地	電話( ) -	代表者氏名	〒
	代表者氏名	〒	代表者住所	〒
	事業種目	業	整理番号	
		整理番号	部 門	
		※税務署処理欄	決算期	
		業種番号	整理簿	
		回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	
租税特別措置法第65条の8第1項の規定による特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。				
記				
申請時の法第65条の8第4項第1号に規定する特別勘定残高				円
取 得 資 産 の 内 容	種 類			
	構 造			
	規 模			
	備 額	円	円	円
所 在 地				
買換資産の取得 予 定 年 月 日	・	・	・	・
認 定 を 受 け よ う と す る 年 月 日	・	・	・	・
(設定期間の延長を必要とする理由)				
(その他参考となるべき事項)				
税 理 士 署 名 押 印		⑩		
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿
				備 考

14-07改正

(法 1 3 3 1)

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 86)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の  
設定期間延長承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の8又は、同法第68条の79の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、その特定の資産を譲渡した日を含む事業年度又は連結事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から1年以内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、譲渡事業年度の翌事業年度開始の日から2月以内に提出する必要があります。なお、措置法第65条の8のかっこ書又は、同法第68条の79のかっこ書の規定に基づく特別勘定の設定期間の延長申請をしないで特別勘定を設けている場合において、譲渡事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から2月を経過した日以後にやむを得ない事情が生じたため、1年以内に買換資産を取得することが困難であることとなった場合には、当該事情が生じた日から2月以内に限ってこの申請をすることができます。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第65条の7第1項又は同法第68条の78第1項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「申請時の 法第65条の8第4項第1号 に規定する特別勘定の金額」欄には、この法第68条の79第5項第1号
 

申請書を提出する日現在における特定資産買換特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。
  - (4) 「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄
    - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
    - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
    - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
    - ニ 「所在地」欄には、所得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。
  - (5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。
  - (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。
  - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 76)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の  
設定期間延長承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、(追加)租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の8の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、その特定の資産を譲渡した日を含む事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の翌事業年度開始の日から1年以内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、譲渡事業年度の翌事業年度開始の日から2月以内に提出する必要があります。なお、措置法第65条の8のかっこ書の規定に基づく特別勘定の設定期間の延長申請をしないで特別勘定を設けている場合において、譲渡事業年度の翌事業年度開始の日から2月を経過した日以後にやむを得ない事情が生じたため、1年以内に買換資産を取得することが困難であることとなった場合には、当該事情が生じた日から2月以内に限ってこの申請をすることができます。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第65条の7第1項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 

(新 設)

(新 設)

  - (1) 「申請時の法第65条の8第4項第1号に規定する特別勘定残高」欄には、この申請書を提出する日現在における特定資産買換特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。
  - (2) 「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄
    - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
    - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
    - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
    - ニ 「所在地」欄には、所得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。
  - (3) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。
  - (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。
  - (5) 「※」欄は、記載しないでください。